

静岡県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

令和4年10月1日



現在ご使用中の被保険者証(薄紅色)が使える期間(8月・9月のみ)

今回交付する被保険者証(オレンジ色)が使える期間(10月以降)

認定証(限度額・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証)は引き続きご使用いただけます

- ◆ 既に交付されている薄紅色の被保険者証の有効期限は令和4年9月30日ですが、認定証は令和5年7月31日となっています。今回交付しているオレンジ色の被保険者証とあわせてご使用いただけますので、薄紅色の被保険者証と一緒に捨ててしまわないようにご注意ください。
- ◆ 医療機関等でオンライン資格確認を行うことで認定証がなくても減額の適用を受けることができます。(マイナンバーカードか保険証が必要です)
※ オンライン資格確認に対応していない医療機関については、認定証の提示が必要となります。

保険料の納めかた

- ◆ 保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

1. 特別徴収(年金からの差し引き)

年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。

2. 普通徴収(口座振替等)

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。

- ◆ 保険料の納付は、特別徴収から普通徴収へ変更することができます。

口座振替への変更を希望される場合は、お住いの市(区)役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続の時期によっては、直近の年金受給月からの変更に関わらない場合があります。

- ◆ 便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続をしていない場合は、納付書で保険料を納付していただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続をおきましょう。

ジェネリック医薬品をよく知って上手に活用しましょう

医師の処方に基づき調剤される医療用薬品のうち、新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ薬を「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」といいます。ジェネリック医薬品は、開発の期間や費用を抑えられるため、薬価は新薬より低く設定されています。

◆ まずは医師に尋ねましょう。

ジェネリック医薬品に替えられるか、まず医師にお尋ねください。新薬が良いと判断された場合でもその理由を確認することが、自ら薬を選択する第一歩です。

◆ 薬局の薬剤師に相談しましょう。

薬剤師に、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴について納得がいくまで相談し、自分にあった薬を選びましょう。

マナーを守って受診しましょう

休日や夜間に救急病院を受診する方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。救急医療はあくまでも急病時のためのものです。

日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。また、同じ病気で複数の医療機関に同時期にかかる重複受診は控えましょう。

不審な電話や訪問者にご注意ください

静岡県内で不審な電話があったとの情報が多数寄せられています。

- 市町や広域連合がキャッシュカードやクレジットカードの暗証番号などを尋ねたり、ATMを利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いしたりすることはありません。
- 「おかしいな」と思うときは、相手の名前や電話番号などを確認し、やり取りの前にお住まいの市(区)役所や町役場の担当窓口または広域連合にご確認ください。

お問い合わせ先

静岡県後期高齢者医療広域連合 または
市(区)役所・町役場「後期高齢者医療担当窓口」

なお、今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間:月曜日～土曜日の9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)